鳴り砂

2-104 号（通巻 283 号）2020. 1. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会
〈連絡先〉〒980-0811
仙台市青葉区一番町 4－1－3
仙台市市民活動サポートセンター内LC No.76
電話＆FAX　022－３５６－７０９２（須田）
http://miyagi-kazenokai.com/
《郵便振替口座》02220－3－49486
会費●3000 円　賛同会費●1000 円／年

“被災”した女川原発の再稼働を阻止しよう！
ー運動の積み重ねを今年にかけよう！ー

昨年 2019 年 11 月 27 日、原子力規制委員会は、女川原発２号機が新規制基準に適合しているとの「審査書案」を了承し、マスコミは事実上の「合格」と報じた。すぐにパブリックコメントの募集が開始され、12 月 27 日には締め切られた。早ければ１月末～２月に審査書が正式決定する可能性がある。

私たちは、女川原発が東日本大震災で大きな被害を受けた「被災原発」であり、しかも事故を起こした福島第一原発と同じ「マークⅠ型」であることから、事故の詳しい原因が不明で、その対策がいまだ確立していない現状を考えただけでも、再稼働はありえないと訴えてきた。その思いが踏みにじられたことに、強く抗議する。

東北電力は再稼働の時期を「2020 年度後半」としている。まさに今年 2020 年が勝負の年だ。他の地域と連帯し、審査が通っても再稼働を止め続ける闘いを推し進めていこう。

●予想される今後の動き

よくいわれることだが、再稼働に向けた審査はまだ終わっていない。今回「審査書案」が了承されたのは、「原子炉設置変更許可申請」についてであり、適合性審査は他にも「工事計画認可申請」「保安規定変更認可申請」が残っている。特に「工事計画認可申請」は「原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを審査するため」ということで、防潮堤の地盤改良など、「安全対策」に難工事を抱える女川２号機にとって、決して低くないハードルだ。

一方、宮城県の原子力安全対策課が作成した「女川原発２号機に関する今後の手続きについて」（2019 年 12 月３日付　※他県の先行事例を参考にしたイメージ）によれば、大きく３つの流れがある。一つ目は、安全協定に基づき、県・女川町・石巻市が、東北電力に「事前協議（施設変更）に対する回答」を行うというもの。その大きなカギが「女川原子力発電所２号機の安全性に関する検討会」の意見聴取だ。二つ目に、防災対策として、各市町の避難計画について、内閣府の「原子力防災会議」における了承。三つ目が、国と県との関係における「地元同意」。すなわち、規制委員会の「審査書」の正式決定を受け、経済産業大臣が知事に同意要請を行う。知事は、立地自治体やＵＰＺなど県内市町村長の意見や県議会の意見を「聴取」した上で、経済産業大臣に回答する、という段取りになる。

そのようなまったなしの中で、私たちは以下の取り組みを取り組んでいきたいと考える。

①安全協定上の「回答」のもとになる、「安全性検討会」へのアプローチ

②「避難計画」の実効性のなさを、裁判などを通じて明らかにしていくこと

③議会内外での、再稼働反対の圧倒的世論の「見

「みやぎ脱原発・風の会2020会員のつどい」

日時□2020 年２月１５日（土）18 時～20 時
会場□仙台市シルバーセンター５階会議室
（仙台市青葉区花京院 1-3-2）
内容□2020 年の「風の会」運動方針と参加者の意見交換　など

える化」
以下、それらについて簡単に述べていきたい。

●安全性検討会は、再稼働の旗振り役か？あるいは安全の守護神か？

12月26日、「女川原発の再稼動を許さない！みやぎアクション」など17団体は、安全性検討会の若林利男座長および検討会委員に対し、9項目にわたる「要望書」（※『鳴り砂』付録＆風の会ＨＰ参照）を提出した。安全性検討会への公開質問はこれまでも何度か行っており、2016年12月以来3年ぶりの行動となったが、今回は規制委員会の審査書案が出た直後であり、これまでとは重みが全く違う。

安全性検討会のレゾンデートル（存在理由）は何か？　それは、国（規制委員会）とは別個の独自の観点・視点で、女川原発の安全性、および再稼働に伴う問題点を洗い出すことにある。仮にそうではなく、国（規制委員会）の後追いとなるのなら、設置した意味はない。

ちなみに、新潟県の「安全管理に関する技術委員会」によって、福島原発事故の当時の社内マニュアルに沿えば、事故の3日後にはメルトダウンと判断できたことが明らかになっている。これは新潟県の委員会が国の後追いでないことを示しているが、宮城県の安全性検討会は、残念ながらこれまでのところ胸をはって「国の後追いではない」と言える状況ではない。村井知事自身が「国が責任をもって」と言っている以上、このままでは安全性検討会は再稼働の旗振り役に陥ってしまうのは目に見えている。

しかし、これまでの21回の議論の中でも、重要なポイントが出されているはずである。特に「被災原発であること」や「安全性の向上の現実性・実効性」、そして「避難計画の問題性」など、挙げれば数多くある。それらを真摯に総括議論することなく結論を出すことは、県民に対する背信となるのではないか？　今回の要望書にはそのような私たちの疑念が折り重なっている。さらに、「脱原発をめざす宮城県議の会」が要望した「水蒸気爆発のデータの不正引用」問題も大きな検討課題だ。この問題については今号『鳴り砂』の別稿（高島さん講演会報告等）を参照してほしいが、この問題が解決しない限り、前へ進めるべきではない。

安全性検討会が終わらなければ、知事は安全協定に基づく東北電力への回答を出すことはできない。私たちは「要望書」への回答を見極めるとともに、あと何回行われるか分からないが、安全性検討会への傍聴行動を強化し、再稼働を急ぐ東北電力のペースで進められることを食い止めよう。

●避難計画は「机上の空論」だ

11月12日、石巻市民が宮城県知事と石巻市長を相手に、再稼働に同意しないように求める仮処分を申し立てた。その根拠は、避難計画の実効性の無さだ。

12月3日に第1回の審尋が行われ、次回の審尋は2月12日に行われる（非公開）ということで、おそらくは半年以内に仮処分の決定が下されるのではないかと思われるが、この裁判の過程でも、避難計画が全くの「机上の空論」であることが明らかにされるだろう。

何しろ、「地震・津波と原発事故の両方が起きることは想定していない」というのが、避難者を受け入れる仙台市の立場である。詳しくは前号『鳴り砂』を見て頂きたいが、これ一つとっても混乱が目に見える。

その一方で、気になる話がある。規制委員会によれば、原発事故が起こった場合の事故後1週間の被ばくの目安を100ｍSvとしている（2018.10）。各地自治体のＯＩＬ1（緊急防護措置＝数時間以内に避難）の基準は500μSv/h、ＯＩＬ2（早期防護措置＝1週間以内に避難）は20μSv/hとなっているが（それ自体高い基準だが）、その一方で、1週間で100mSvというのは、1時間あたり595μSvとべらぼうに高い値だ。これらのことから考えられるのは、今後事故が起きても「逃げられない」だけではなく、「逃げさせない」＝屋内退避を最優先させることだ。実際、福島では、県が「事故があっても勝手に逃げないで下さい」と説明しているという。避難の混乱を避けるためとの根拠のない理由で、住民に被ばくを強要することを許すわけにはいかない。

●議会内外を貫いて、全県・全国で再稼働反対の世論を！

規制委員会の審査書案に対し、1か月のパブコメ期間には、「パブコメを出そう！」というみやぎアクションなどの呼びかけが行われ、宮城県内はもとより、原子力市民委員会など全国から数多くの意見が寄せられた。その内容は、規制委員会の

審査はもとより、今後県の安全性検討会や議会その他での議論に大いに役立つ内容となっている。また、市民の多くの意見は、それだけ再稼働への疑問・反対がいかに強いものかを示している（のちに規制委員会のＨＰに総数が掲載されるはず）。パブコメ募集を単なる再稼働への「儀式」に終わらせないためには、規制委員会がこれらの意見に対し、逐一対応し、真摯に回答することを望むとともに、回答が不十分であれば双方向の意見交換の場を設けることが必要ではないかと考える。

東北電力にとって今後の焦点は、「地元同意」となる。端的にいえば、村井知事が再稼働を認めるかどうか、ということだ。これまでの知事の言動から考えて、「国のお墨付き」「安全性検討会の議論終了」となれば、「決める時は決める」（水道民営化など強引な手法）とする知事が認める可能性は高い。その一方で、放射性廃棄物の焼却問題では、突然の「一斉焼却」という知事の「通達」に対し、世論の高まりと市町村の「反乱」により、「一斉焼却」は断念せざるを得なかった（一部では焼却されているが）。つまり知事も圧倒的世論を無視はできないということだ。

昨年県議会では、女川原発再稼働に関する住民投票条例が 11 万筆もの署名が集まりながら否決されてしまったが、再度この条例を議会に上程する動きもある。昨年の県議選の結果、「脱原発県議の会」は 21 人で再スタートしているが、この県議会での取り組みに市民も協力していきたい。また、再稼働に真っ向から反対している美里町をはじめ、再稼働に疑問を持っている自治体や地方議員も少なくない。

さらに、女川原発は、東北の、そして東日本大震災の被災地の、ど真ん中にある。規制委員会の審査書案が了承されたとき、福島の被災者からは「ありえない」との声が上がったという。実際、昨年の直接請求の署名活動の時も、多くの福島出身者から激励の声があった。また、山形や岩手からも「なぜ東北で再稼働？」の声が届いている。全国からも注目されている。

風の会では、12 月 14 日に半田正樹さんを講師に「原発のない女川を」という公開学習会を行ったが、そこで「こどもを連れた若い夫婦が移住しようと考えたとき、一番ネックになるのは原発の存在だ」という話があった。短期的に落とされる「お金」のために、持続的な社会の形成が阻害されることがあってはならない。「原発のない東北の復興を！」は私たちみんなの願いだ。この思いと、これまでの運動の蓄積・つながりを今年にかけよう！　３月には下記の大きな集会も準備されている。これを号砲として、2020 年度の再稼働をなんとしても止めよう！　（事務局　舘脇）

さようなら原発　みやぎ県民大集会
ー女川原発再稼働を許さない！
福島原発事故を忘れない！ー

日時：2020 年３月２２日（日）
13 時　プレイベント・ブース開場
13 時 30 分　本集会開始
14 時 30 分　デモ出発
会場：仙台市勾当台公園市民広場
主催：集会実行委員会
〈連絡先〉090-8819-9920　舘脇
メール hag07314@nifty.ne.jp

風の会　公開学習会 VOL.15

『原発のない女川へ―地域循環型の町づくり』

女川原発２号機再稼働へのパブコメ募集期間中に、『原発のない女川へ―地域循環型の町づくり』（社会評論社）の編著者のお一人、半田正樹氏の講演会が開催されました。

『原発のない女川へ』は、女川原発２号機再稼働への動きを見据えて、女川原発および女川町に焦点を当てながら、原発の問題を多元的に掘り下げ、半田氏は原発に頼らない社会的経済的に持続可能な地域づくりを提案しています。本書を参照しながら講演内容をまとめると次のようになるかと思います。

まず、原発による経済活性化の〈罠〉について。立地自治体は多額の資金が入るが、固定資産税や交付金に依存するようになる。地域経済の活性化も期待されるが、実際には一部の産業に一時的な

経済効果をもたらすものの、持続的な産業・雇用の創出にはつながらない。全体として、恩恵は一時的で持続性はない。

次に、原発のない町の実現を目指すために、「広い意味での農業」すなわち第一次産業を土台とした地域循環型のまちづくりを提起する。地域循環型社会とは、地域資源活用を土台とする社会であり、地域内での「お金」の循環を目指す「循環型経済」の社会である。

地域社会自立のためには、まず、「広い意味での農業」の再構築が必要不可欠である。地域特有の自然条件を受け入れ、その与件の枠のなかで最適化を図ることが特徴である。再構築される「広い意味での農業」が目指すべき方向は、地域独自の自然がもつ再生産力を基底とし、これに関連する第２次産業をもう一つの柱とする社会である。これを地域社会自立の基礎とする。自然を制御可能とみて自然の現場に拘束されない工業的発想とは、対照的である。

次に、地域社会自立のもう一つの要因である経済的自立はどのように可能なのか。その要は、地域内での経済循環をはかることである。前述のとおり、「広い意味での農業」およびそれ以外の産業においても地域資源に基づく運営が求められる。特に従来外部依存となっていたエネルギーを地域資源由来へ転換し地域自給を実現できれば、地域経済活性化に寄与しうる。

最後に、地域経済循環で経済的自立を実現するためには、それに向けた地域社会の共同意志が不可欠だと指摘する。「自立」は地域社会の「自治」と「主体的財政」の運営があってこそ実現するという。「自治」は、地域社会が自ら、福祉、教育、医療、地域文化などを含む、そのあり方、目指す方向を提起し運営することである。また「主体的財政」とは、地域住民の共同意志決定による、地域住民共同の地域財政である。

結論として、女川は、「広い意味での農業」の町であり、それに加えて、自然エネルギーの地域資源が豊富で、「地域循環型社会」として展開が可能である。

講演を聴いて、原発のない女川は可能だ、と意を強くしました。ただ、今後の課題の一つは脱「経済神話」ではないかと思います。2017 年の『河北新報』の世論調査でも、宮城県全体では、再稼働反対意見は 68.6%に上ったのに対し、女川町では賛成が 60%近くに達したとのこと。理由はやはり地元経済への影響です。柏崎刈羽原発の地元での聞き取り調査でも同様の結果が出ています。住民が少なくとも間接的な恩恵を感じている限り、「経済神話」として切り捨てるわけにはいかないようです（『原発のない女川へ』第２章）。原発のない自立する町づくりを提示し実践すること、住民に納得し自発的に参加してもらうことが大事になるでしょう。

表紙には、次のように書かれています。

「原発のない女川へ」。それは、選びとる意志の問題であり、実現可能な、まっすぐにのびる現実的未来として目の前に広がっている。

女川町は「復興のトップランナー」として注目を集めてきましたが、復興需要が落ちついてきた今後どうなるのか、原発に頼らない財政は可能なのか、町民 60%近くが再稼働に賛成しているなか、原発に頼らない社会を目指す共同意志をもちうるのか。女川には豊かな自然があり地域循環型社会の実現の可能性はあるという本書の主張に同意します。また実際に取り組みも始まっています。しかし同時に、「選びとる意志の問題」の深さも感じ、次のように考えます

駅から商店街施設を通して海が見える眺望のように「原発のない女川」は実現可能なまっすぐにのびる現実的未来として目の前に広がっている。その要は、選びとる意志の問題である。

残念ながら、もう一人の編著者の篠原氏は欠席でしたが、仙台の執筆者３人も挨拶されました。学習会で用意していた本は完売とのこと。この地元発の本が多くの人に読まれてほしいですし、原発問題と地域づくりに関心のある人々に、地域を越えて読まれることを期待しています。

（馬内里美）

女川原発で水蒸気爆発の危険？　疑問がますます膨らみました

東北電力と原子力規制委に説明してほしい3つの疑問
－高島武雄氏の講演を聞いて－

12月15日、エルパーク仙台で、高島武雄氏の講演を聞きました。

ＩＡＥＡ（国際原子力機関）は、水蒸気爆発対策に対して、「容器バリアに損傷を与える可能性のある蒸気爆発をなくすために、考えられる事故シナリオで溶融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい方法である」という認識です（ＩＡEA-TECDOC-1791＝2016年＝）。

原発の水蒸気爆発について、先進国が構成しているＯＥＣＤ（経済協力開発機構）がプロジェクトを作って研究しています。そのレポートは、「すべての国ではないが、ほとんどの国では、主に未解決の不確実性により、炉外蒸気爆発の考慮が未解決の問題のままである」と報告しています（OECD SERENA Report＝2017年＝）。

格納容器の下部に水を張って溶融炉心を受け止めることを「対策」として奨励しているのは、日本とスウェーデンだけで、例外的です。

欧州委員会エネルギー研究所の研究者（DANIEL MAGALLON）が、「実機の中で水蒸気爆発がトリガーされるかの予測不可能」「水蒸気爆発を防ぐ対策を明確にすることは非常に困難」「十分なエネルギーが供給されれば水蒸気爆発が発生しうる」「トリガーの大きさと，生じうるかどうかは，結論が出ていない」「近い将来においても研究の進展はほとんど期待できない」「必ず起きると考えて水蒸気爆発に耐える設計にする」べきであることをレポートしています（Edited by BAL RAJ SEHGAL，NUCLEAR SAFETY IN LIGHT WATER REACTORS　Severe Accident Phenomenology，Elsevier Science Publishing Co Inc(2011),p．265．）。

以上が高島武雄氏の講演の結論部分です。

新規制基準をつくる議論をした「新安全基準に関する検討チーム」の議事録を見ると、更田豊志氏（現在の原子力規制委員会委員長）が、水蒸気爆発の取り扱いに関与していることが分かります。これも、この講演会で学ぶことができた点です。

３つの問題に、説明を求めたいと思いました。

（１）東北電力は「水蒸気爆発が発生する可能性は少ない」「水蒸気爆発が発生しても威力は小さく、格納容器の損壊は起こらない」とし、原子力規制委員会もこれを容認していますが、その根拠を良く説明することが双方に求められます。世界の「常識」とは異なるのですから。

（２）原子力規制委員会は11月12日の審査会合で、溶融炉心を分散する緩衝機構を追加設置することを求めました。これを条件にして「合格」させようとしています。

高島武雄氏は、旧・原子力研究所が、「分散板によって溶融物を水面上で分散させた場合、自発的な蒸気爆発は起こりにくくなったが、起こった場合には通常よりも激しい水蒸気爆発となった」（1994年、ＪAERI-Review 94-010, p.7)と報告していたことを紹介しました。

追加対策が安全なのか、逆に危険性をさらに増すことはないのか、説明が求められます。

（３）東北電力は、水蒸気爆発が発生したＴＲＯＩ実験について、誤ったデータを引用して原子力規制委員会と宮城県の安全性検討会に説明していました。

本物のデータをいつ知ったのか、誤ったデータを引用した経過と理由は何か、誤りを正そうとしなかった事情は何か、等について説明する責任があります。

原子力規制委員会も、実験データ誤引用をどう判断していたのか、説明が求められます。

誠実に問題と向き合っていたのかどうか、鋭く問われています。

［2019年12月16日（Mon）
中嶋廉氏ブログより転載］

※高島武雄氏の水蒸気爆発に関するパブコメや資料は、『鳴り砂』付録＆風の会ＨＰ参照。

第 151 回「女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記

ーー東北電力が、安全に原発を運転するのは無理ーー

◎　2019.11.22.（金）13：30 から第 151 回「女川原子力発電所環境保全監視協議会」が開かれ傍聴してきました。（資料は、そのうち宮城県のＨＰに、アップされます。）11 月 23 日には、何故かリンクできない。県へメールで申し入れしたら、11 月 25 日にリンクできた。
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/o-kyogikaigijyutukaikentokai.html

傍聴は、4+電力関係 2。マスコミ 2。委員出席は、34 名中の 19 名（後で１人遅刻、１人途中退室）。学識経験者の欠席者は、岩崎俊樹さん、尾定誠さん、丹野一雄さん、若林利男さんの、８名中４名と多い。女川町議会議長は、佐藤良一さんに代わっていた。遠藤信哉宮城県副知事が議事進行。

気になった事だけ報告します。

1．いつもの如く放射能と温排水の調査結果（令和元年７月～９月）が報告され「確認」された。
「放射性物質管理状況について」前回の質問の回答が、資料-4 であった。

放射性固体廃棄物は、焼却や六ケ所への搬出により減量していることが、表で説明あり。

2．報告事項として、技術会同様下記３点のトラブルについて報告された。
①2019.8.28.に女川２号機燃料プールの冷却ポンプ停止。（ジャンパ作業の初歩的技量不足。ジャンパ作業とは、電線等を用いて、電気回路間の端子同士をつなぐ作業。）
②モニタリングポスト６基の計測値が原子力規制庁や宮城県監視センターへ伝送できない事象発生。（2019.10.26.　2：40 頃発生。10.28.　18：00 に復旧）
③原子力規制委員会から 2019.8.21.に「保安規定違反の判定」（放射線モニターの必要数 114 台に対して１台の数量不足）
・木村忠良石巻市議会議長・・・100%事故が起きないことはない。原子力災害があった場合には、速やかに避難するのが基本で、避難計画が作られている。しかし住民団体から提訴されている。避難道路の整備が避けて通れない、と県に再三申している。委員の皆様にも認識していただきたい。長谷川委員の意見を求めた。
・長谷川さんの発言・・・（よく聞き取れなかった。）
・佐藤良一女川町議会議長・・・ヒューマンエラーを出さないような技術者の育成を、しっかりやって頂きたい。・・・（電力の回答は、よく聞き取れず。）
・長谷川さんの発言・・・（よく聞き取れなかった。）
・（電力）・・・②の伝送ができない事象について、断線はわかったが、それがなぜ６台全て伝送されないかが分からなかったので時間がかかった。断線の原因は特定できず。
・宮城県副知事（議長）・・・先ず事故を起さない、発生したら、道路を含めて、あらゆる組合わせで、対応しなければならない。（と言った様に聞こえた。）

●資料-6　台風１６号による海水モニタリング装置水温データの欠測について

2019 年 10 月 17 日に、海水温度モニタリング装置が、ケーブル絡み等により潮位に対応できないことが判明し、水温データの欠測となった。・・・宮城県副知事（議長）から同じことが起こりうるのではないかと問われたが、電力からは明確な回答がなかった様だ。
●女川原子力発電所２号機の新規制基準適合性審査について、2019 年９月 19 日、11 月６日、11 月 19 日に計３回の補正書を提出したことが報告された。15：36 終了した。
●女川原発の再稼働を目指している東北電力は、８月に「保安規定違反」と判定され、その後「燃料プールの冷却ポンプ停止」、「モニタリングポストのデータ伝送不可」、「海水温度モニタリング装置の不具合」と、次々とトラブルを発生させている。この様な体質の東北電力が、安全に原発を運転するのは、無理と思った。

次回の協議会は、2020 年２月 18 日（火）です。

（2019.11.29.記　兵藤　則雄）

脱原発全国株主運動交流会

会社法「改正」の株主提案制限等に反対を表明

11 月 23 日～24 日、脱原発全国株主運動交流会（※）が、東京四谷の原自連（原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟）事務所で開催され、全国から 11 名が参加した。各地の問題点を報告し、今

後の株主運動や衆議院法務委員会で審議された会社法改定案について討議した。

形骸化した株主総会を、株主と会社側の意見交換の場として機能させようと７年話し合って1981 年に成立した株主提案権を、たった 2 件（39 年間で）の乱用事例を理由に制限を加えようとしていること。電事連がロビー活動を行なっており、株主運動を継続して行っている電力会社の株主運動がターゲットであることも明らかになった。

そこで、以下のアピール文『会社法「改正」で株主の権利を制限しないでください』をまとめ、記者会見を行なった。

【衆議院法務委員会において審議されていた「会社法の一部を改正する法律」の中で、株主提案の内容の制限（会社法 304 条）について、私たちの働きかけや議員及び参考人の皆さまの真摯な議論により、立法事実がない、表現が曖昧などの理由で、制限する条文を削除する修正案が出され、11 月 21 日、全会一致で可決されました。このことは高く評価しています。

しかし残念ながら、株主提案の数の制限（会社法 305 条 4、5、6）については、政府案のままになっています。数の制限についても、内容の制限と同様に立法事実は示されていません。特に複数の議案を一つにまとめる判断を会社側に任せる条項（305 条 4、四）は、株主提案権を制限することにつながると憂慮しています。305 条 4、5、6 についても削除を求めます。

また今回の法改正では、補償契約について、「悪意又は重大な過失がある」場合でも、取締役への請求や損失を会社負担とする場合があること、また役員賠償責任保険についても、本来は役員個人で負担すべき保険料を会社側が肩代わりすることを認めることになります。株主代表訴訟で、株主が取締役に会社への損失を補填することを求めても、悪意や重大な過失があっても、会社がその損失を補填することになり、株主代表訴訟が事実上できなくなってしまいます。423 条、430 条二、三の削除を求めます。（以下省略）】

11 月 28 日、脱原発・東電株主運動の木村結さんが、参考人として参議院法務委員会で意見を述べましたが、残念ながら、12 月 4 日、「改正会社法」は参院本会議で与党など賛成多数で可決、成立した。

（脱原発東北電力株主の会Ｓ）

※脱原発全国株主運動交流会には 9 電力の、脱原発をめざす北電株主の会、脱原発東北電力株主の会、脱原発・東電株主運動、脱原発！中電株主といっしょにやろう会、北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会、脱原発へ！関電株主の会、脱原発へ！中電株主の会、未来を考える脱原発四電株主会、九電消費者株主の会、が参加。

白石草講演会「チェルノブイリ 33 年・フクシマ 8 年」報告

日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ　運営委員長　布田秀治

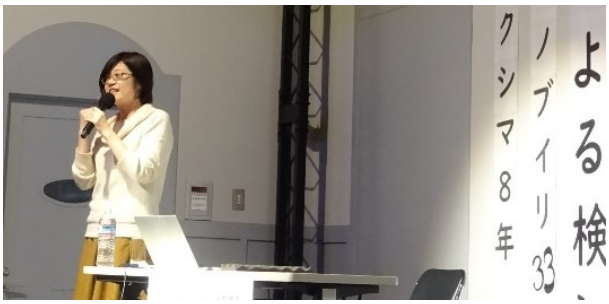

11 月 30 日(土)上記の講演会が「いずみ」主催で持たれました。内容の濃い講演会でした(「いずみ」のホームページで動画が配信されています)。動画 URL

http://tohoku.uccj.jp/izumi/?page_id=12809

講演の中で、白石さんは「アイソトープ治療」についても語られました。東北・関東で入院可能な施設は 20 しかないとのこと。その中で最大の施設として 2016 年 10 月に竣工されたのが「ふくしま国際科学医療センター」で、事業費は 314 億円だそうです。「ふくしま　いのちと未来のメディカルセンター棟(みらい棟)」の４階に「ＲＩ病棟」と記されているのがそれです。ベット数は 10 床あり、これは日本最大とのこと。非常に高い遮蔽効果のコンクリートを使用しており、私には分かりませんが 1000mCi（ﾐﾘｷｭﾘｰ）までの使用可能（イットリウム 90）と書いてありました。このために群馬大学と金沢大学から３人の医師を招聘し、看護師は 2 年前から金沢大学で研修を受けていたそうです。2017 年 1 月から 2018 年末までに延べ 58 名（男性 24 名、女性 34 名）を治療（乳頭がん 27 例、濾胞がん 31 例）されたそうです。完全遮蔽病室ということで、入院は

小さい子どもにはかなり困難なのではないかと思いました。

このような「最大」の病院施設が福島に立てられ、重篤な方たちへの治療がなされることは素晴らしいことです。それを否定するつもりはありません。しかし、私は「いのち」の重さをあまりにも軽んじているのではないかと、国や福島県の在りように怒りをさえ覚えてならないのです。国は「人のいのち」にどう向き合おうとしているのか、どれだけ一人ひとりの「いのちの重さ」を大切にしようとしているのか、疑問を感じてなりません。

一方では、避難指示解除が「喜ばしい事柄」であるかのように推進されています。しかし、その地は「本当に安全だと言える」のでしょうか。帰還率の低さがその不安を物語っています。白石さんの講演でも、福島における子どもの甲状腺ガン発症の高さに言及されていました。ところが、5巡目に向けた甲状腺検査『お知らせ文』は、検査のメリットよりデメリットを強調するような文面になっている、と指摘されました。「一生気づかずに過ごすかもしれない無害の甲状腺がんを診断・治療する可能性や、治療に伴う合併症が発生する可能性、結節やのう胞が発見されることにより不安になるなどの心への影響につながることなどが考えられます」と。他方でこのような病院施設を作り、そこを日本最大の医療研究センターとして運営しているのです。それほど必要とされている「施設」だから福島に作られているのではないでしょうか。私はその「姿勢そのもの」、「人間としての倫理観」が問われるべきではないかと思えてならないのです。

白石さんの講演を聞きながら、私はその矛盾の闇の深さを考えさせられました。でも最後、「いずみ」での保養や甲状腺検査の働きを継続させていくことが「光」となると励まされました。聖書の言葉に「光は暗闇の中で輝いている」（ヨハネ福音書１章５節）とあります。白石さんの講演に、その光を見る思いを致しました。教えていただいた小さな働きの継続の大切さと希望を絶やさないようにしたいと願っています。

「みやぎ地域・市民電力連絡会」が発足

きらきら発電・市民共同発電所　理事　松浦　真

昨年の 12 月 15 日、70 名余の参加者の下、宮城県の 4 つの市民共同発電所の連絡会「みやぎ地域・市民電力連絡会」の結成大会が開かれました。当日は「地域・市民電力フォーラム」を開催し、宮城の４つの市民共同発電所の報告と、記念講演として全国ご当地エネルギー協会代表理事　佐藤彌右衛門さんおよび環境エネルギー政策研究所主任研究委員　山下紀明さんに講演をしていただきました。

市民・地域共同発電所とは、「エネルギー自立」をめざして、コミュニティや市民が再生可能エネルギー事業に出資し、エネルギー生産者となる取り組みです。市民・地域共同発電所の取り組みは 90 年代後半からはじまり、福島原発事故および再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の施行とともに、近年大きな進展をみせ、2017 年では全国に 1000 基以上が設置されました。

宮城県では現在４つの市民・地域共同発電所に該当する団体・事業があります。NPO 法人おながわ市民共同発電所、NPO 法人きらきら発電・市民共同発電所、ひっぽ電力株式会社、みやぎ地域エネルギー合同会社です。ここでは NPO 法人きらきら発電・市民共同発電所（きらきら発電）を中心に４つの発電所の活動を紹介します。

○きらきら発電・市民共同発電所　県内では最も早く 2015 年４月に設立され、2015 年９月に若林区井土浜に太陽光発電所１号機が建設されました。きらきら発電の発足は、危険な原発に頼らず、再生可能エネルギーへの道を求める市民から予想を超える賛同を得、現在までに 7,000 万円以上の基金・寄付金が寄せられました。その結果、2019 年３月には５号機が建設されるに至りました。また 2019 年に売電先を東北電力から一部をパルシステムに切り替えました。きらきら発電の太陽光発電による売電額は 2020 年には年に 1000 万円を超える予定です。そのため予定の 10 年を待たず基金の返金を開始しています。また山形県の金山町にソーラシェアリング発電所の建設に基金協力しました。きらきら発電の今後の主な課題は 1）売電額の増加に伴う課税負担のため、これ以上発電所を増やせない中で

の新たな目標をどうするか？　2）まもなく黒字化する収益を今後どのように地域や社会に有効に還元してゆくか等が考えられます。これまでも発電収益を講演会等の再生可能エネルギーの普及活動や自然エネルギー見学会等に活用してきました。今後は小水力発電の建設支援や個人の太陽光発電施設の設置支援、蓄電システム導入支援等、連絡会結成を期に新たな再エネ推進活動を現在検討中です。

○ひっぽ電力株式会社　人口 638 人（平成 28 年２月現在）の筆甫地区は少子高齢化と過疎化による人口の減少と担い手不足による田畑や森林の荒廃がすすんでいました。そんな中、東日本大震災による被害、特に原発事故はこの地域に大きな影響を及ぼし、地域の暮らしは震災以後一変しました。しかし、その苦い経験を力に変えようと地元の有志が集い、「ひっぽ電力株式会社」が 2016 年 3 月に発足しました。2016 年 9 月には太陽光発電所 1 号機が稼働、その後６基の発電所が稼働し、さらに５基の発電所の稼働を予定するなど、順調に発展しています。昨年の台風 19 号の豪雨は幸いにも太陽光発電には直接的な被害をもたらさなかったものの、予定していた川下小水力発電所の稼働ができなくなりました。

○おながわ市民共同発電所（おながわ発電）　女川原発の地元で原発に賛成する人も反対する人も共同して再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を実現しようと2016年12月に発足しました。2018 年 2 月に太陽光発電所第 1 号機、同年 12 月に２号機が建設されました。おながわ発電は設立当初から発電による収益を地元の学生の奨学金に充てる計画でした。2020 年度からいよいよこの制度のもとで奨学生の募集を始めることができました。おながわの太陽の光で若者の奨学金給付ができるという、エネルギーの地産地消を地で行く取り組みとして、今後の展開が期待されています。

○みやぎ地域エネルギー合同会社　地域で創る自然エネルギーによって、安心で環境に優しく、持続可能なくらしをみやぎ（宮城県内、周辺）に育むことを目的に、みやぎ地域エネルギー合同会社が 2017 年 5 月に設立されました。第 1 号機として 2019年２月に生活協同組合あいコープみやぎ日の出センターの屋根に太陽光パネルを設置し、「みやぎ地域共同発電所」を稼働させました。これは自家消費型、小規模私募債、屋根貸しモデルとして、宮城ではこれまでにない新しいタイプの発電所として注目され、今後の発展が期待されています。

最後に今回結成された「みやぎ地域・市民電力連絡会」の役割についての私見を述べます。福島原発事故を境に、原発の発電コストは大きく上昇し、今や原発は絶滅寸前のテクノロジーとさえ言われています。また石炭火力発電をはじめとする化石燃料による発電は地球温暖化の観点から抑制せざるを得ないため、再生可能エネルギーの利用が飛躍的に伸びることが期待されています。実際、再エネ 100%を現実的な目標として設定している国が少なくありません。日本における再エネのポテンシャルは総発電容量の２倍近いことが環境省の調査報告書にも示されています。

ここ宮城県では電力のポテンシャルの利用率は 1.2%に過ぎず、時代の潮流から大きく立ち遅れています。今後、再生エネルギー利用を促進するためには国の政策転換とともに、宮城県や仙台市におけるエネルギー政策として再生可能エネルギー利用の拡大を求めてゆくことが重要と考えられます。また再生可能エネルギーの導入を目指して活動している県内の諸団体にも連絡会への加盟を呼びかけ、地域・市民電力の県内のネットワークを広げることが必要と思われます。

みやぎ地域・市民電力連絡会が結成された 2019 年 12 月 15 日が、いつの日か県内の再生可能エネルギー発展の歴史に残る記念日となることを期待しています。

大崎・放射性廃棄物焼却をめぐる動き

大崎市他２町と大崎地域広域行政組合は本焼却に向けていよいよ動き出しました。市民向けの説明会を１月 25 日に実施すると広報で通知しています。住民訴訟係争中を理由に市民団体との話し合いを拒否し続けながら、一方では本焼却の計画の説明会を開催するという、ちょっとちぐはぐなことになっています。

公金支出差止め住民訴訟は第７回の公判を昨年（2019 年）12 月 10 日に、原告弁護団が被告側を強く問い詰める形勢の中終わりました。次の第８回は２月 12 日に開かれることになっています。次回も原告弁護団が優勢に展開してくれるものと期待しています。

我々の住民訴訟には県ベースでの支援団体が結

成されました。「大崎住民訴訟を支援する会」がそれです。12 月 22 日には井戸謙一弁護士を招いて結成記念講演を開いてくれました。井戸弁護士の講演はとても心強いものでした。国が“一億総被ばく化”を進めようとしている中、我々の大崎住民訴訟は、大崎、或いは宮城県という地域に限られるものではなく全国に先駆けた闘いなのだ、と大きな意義づけを与えてくれました。

女川原発２号は、原子力規制庁の実質的合格にあたる審査書案が出され、パブコメがなされ、再稼働に向けての手続きが着々と進められようとしています。再稼働阻止に向けての運動は正に正念場を迎えています。今年がヤマを迎えるでしょう。そうした中、石巻では市民団体が立ち上がり、宮城県と石巻市を相手に実効性のない避難計画のもとでの再稼働はあり得ないとし、地元同意差止めの仮処分申請が起こされました。再稼働阻止の運動の高まりの中、汚染廃棄物の本焼却も阻止していかないといけません。こちらも新年度からの実施が射程に入っているはずです。これらの運動の連携の中でこそ、汚染廃棄物の焼却が止まり、再稼働が止まるものと思います。

今回は、現在把握できている本焼却の内容、大崎住民訴訟の第７回公判の様子、それから井戸弁護士の講演についてわたくしの受けた感想を交えて report したいと思います。

●破綻した試験焼却、それにもかかわらず本焼却へ

大崎市と行政組合は「安全に試験焼却が終わりました」と宣言しています。しかしはたしてそう言い切れるのでしょうか。市民団体の調査で煙突からの放射能漏れが明らかになり、また市の実施した土壌調査では試験焼却後に放射能濃度が上がっているところがかなりの数出てきました。空間線量のデータも、試験焼却が行われている間理論値から乖離し、明らかな上昇が認められています。試験焼却は破綻しているのです。

綻びを見せた結果を根拠に、安全確認できた、よって本焼却へ、とは普通の神経ではとても言えたものではありません。それを言い切るということは、責任があるはずの自治体が判断停止状態にあるということになります。国家、県への追随あるのみで、責任回避も甚だしいと言わざるを得ません。なんとも嘆かわしいことです。

大崎市の市民への説明会にはいつも環境省と県が来ています。市の司会進行は何かにつけて環境省に話を振り向けます。市民からはそうした姿勢に、毎回ですが、非難が飛びます。そういうことなのです。国や県という隠れ蓑がないと市は何もできない。地方自治の放棄です。大崎市の地方自治は危機的状況にあると思います。

本焼却についての市民への説明会が１月 25 日に行なわれるそうですが、こんどもおそらく同じスタイルで進められることでしょう。

今つかめている本焼却の概要は、大崎市は 400Bq～8,000Bq の汚染廃棄物 2,900 ㌧を７年かけて焼却し、焼却灰は三本木の最終処分場に埋め立てる。美里町と涌谷町も焼却する（加美町と色麻町は燃やさない方針）。美里町と涌谷町の焼却量は約 700 ㌧に及びます。この２町の焼却灰も三本木に持ち込まれます。住民は７年間もの間追加汚染された環境で暮らすことを強いられるわけです。

住民への説明会資料は、「細心の注意を払い焼却処理を進めてまいります」と締め括られてあります。もはや実施は既定の事実、というふうに読み取れます。強引な進め方ではないでしょうか。

●大崎住民訴訟　市民にもわかる裁判に

毎回傍聴に出かけて行っているものの、準備書類の遣り取りと裁判官による書類の確認が多く、何がどうなっているのか分かり難く、公判後に開かれる弁護団による報告会でやっと流れが繋がってくる。そんな公判が続いていましたが、前々回（第６回）、前回（12 月 10 日 第７回）と様子が変ってきました。傍聴人にも理解できる遣り取りがなされるようになってきたのです。そこには弁護団による裁判の進め方についての裁判所への強い働きかけがあったものと思われます。弁護士の説明や被告の追及は、我々がＴＶや映画でよくみるようなスタイルになってきました。原告側の弁護士が明快な弁舌で被告に問い質すのです。

前回は、原告側がリネン法、土壌調査結果、空間線量のデータをもって、試験焼却により明らかに放射能が漏れている、と主張しました。片や被告側は国の基準値内だから漏れてないと反論します。おかしいでしょう？　漏れているのか漏れていないのかが問われているのに、基準値を超えている超えていないでは返答になっていません。原告側弁護士はすかさず突っ込みをいれます。前回も同じ遣り取りがあり、裁判官が被告に立証を促したのですが、被告による立証はなされませんでした。さすがに裁判官も今回は黙っていられなかったのでしょう（或る意味、裁判官が無視されたことになるわけですから）、被告側に漏れていないことの立証をするように指示しました。原告側弁護士の主張を取り入れたかたちになってきました。漏れている漏れていないは、この裁判の結果を左右する重大マターなのです。環境省、県、市並び

に広域行政組合は、バグフィルターで 99.9%除去説に立っているわけです。もし被告側が漏れていないことを立証できないとなると、焼却の正当性が根底から崩れるわけです。

いま形勢は原告側有利と言えそうです。

次回（第８回）は２月 12 日に予定されています。なんという偶然なのか、その日は午前に大崎住民訴訟、午後は石巻の女川原発再稼働同意差止め仮処分尋問にあたっているのです。

大崎住民訴訟の裁判官は原告側の主張によく耳を傾けてくれるように思えます。実際理解してくれているものと思います。しかし気になることがないわけではありませんが（旧優生保護法・賠償請求判決―2019.5）、原告側弁護団のシナリオを信じて、原告団会議や裁判を注視していきたいと思っています。

●裁判官のこころをどう突き動かすかがキー

大崎住民訴訟を支援する会結成記念講演は素晴らしい講演でした。井戸弁護士の、全国に先駆けた訴訟であるとの捉え方にはおおいに勇気づけられました。それはわたくしだけでなく参集したみなさんも納得したものと思います。

ところで井戸弁護士は、「裁判で勝つためには裁判官のこころをうごかすこと」、と仰いました。まさにその通りだと思います。いままでの大崎住民訴訟を傍聴していても強くそれを感じます。ただ、裏返して言うと、どんなことをしてもこころ動かさない裁判官が居たらどうなるのだろうか、と心配になってきます。こころを動かすということは、感情的な意味合いだけでなく、証拠を積み重ねて思い込ます（追い込む）ということなのかもしれませんが、なんとも裁判制度が頼りないものに思われます。ある講演で、原発訴訟で有名な弁護士が会場からの質問に答えて、「残念ながら、裁判官は選べません。中にはいい裁判官もいます。そういう裁判官にあたるまで訴訟を起こすことですね」といわれたことがありました。これも実態なのでしょう。こころ動かさない裁判官がいるということなのでしょう。裁判官忌避申立ができるらしいのですが、行政に忖度し不当な判決を下す裁判官に対してはもっと頻繁に忌避申立をしていくべきかもしれません。

裁判官のこころを動かすと一口でいっても、なかなか難しいことのように思われます。弁護士の切れ味のいい弁論だけではなかなか実現しないものなのでしょう。やはりそうなると、政治と一緒で、法廷外の声、市民の声ということが重要になってきます。市民の力で政治を変えるという運動がありますが、司法も市民の力で変えていく、そんな運動を進めていかないといけない、ということに行き着くのでしょう。

地道な再稼働阻止運動、全県挙げての焼却反対運動、大崎住民訴訟、石巻仮処分を繋げ連携したムーブメントを起こしていくことが、正に裁判官のこころを動かすということになるのでしょう。

（船形山のブナを守る会　芳川良一）

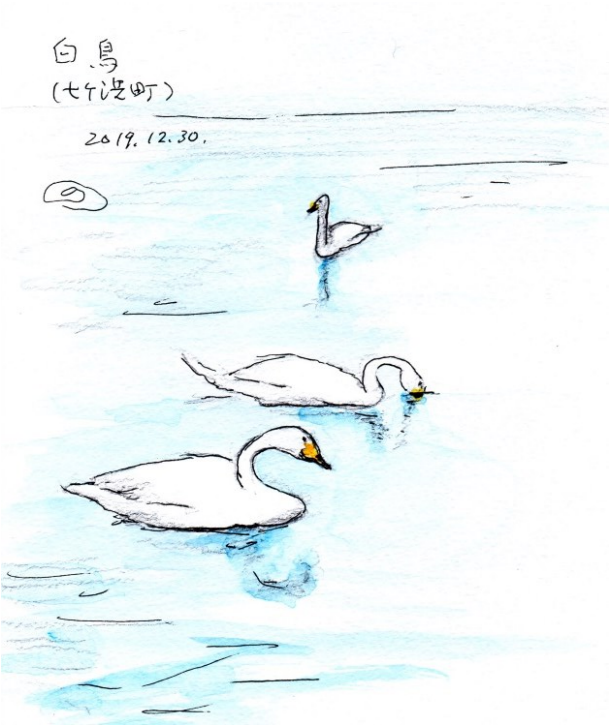

みやぎ脱原発・風の会　会計報告

（2019 年１月１日～12 月 31 日）

繰越金		649,265 円
《収入》	会　費	318,000 円
	カンパ	111,774 円
	合　計	429,774 円
《支出》	印刷費	56,607 円
	通信費	163,764 円
	活動費	197,560 円
	その他	16,924 円
	合　計	434,855 円
《残金・繰越金》		644,184 円

昨年も多額の会費・カンパが寄せられています。ありがとうございます。そのお気持ちに応えられるよう、今年も活動を続けて行きたいと思います。

■□2020 年会費振込みのお願い□■

《郵便振替口座》02220－3－49486
《口座名》みやぎ脱原発・風の会
会　　費●3000 円／年
賛同会費●1000 円／年

【インフォメーション】

［詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい］

第 358 回＆第 359 回　福島原発事故を忘れない！女川原発再稼働するな！
子供を守れ！汚染はいらない！みやぎ金曜デモ in 仙台　（略称:脱原発みやぎ金曜デモ）

https://twitter.com/miyagi_no_nuke
http://twipla.jp/events/27716

日時：1 月 24 日（金）勾当台公園野外音楽堂
　　1 月 31 日（金）勾当台公園野外音楽堂
　（18 時 10 分集会、18 時 30 分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会（代表　西）
（090-8819-9920　電話は 20 時～22 時まで）
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com

大島堅一氏講演会
原発やめると電気料金が上がる？
原発の本当のコスト

講師：大島堅一氏（龍谷大学政策学部教授）
日時：1 月 24 日（金）10 時～12 時
会場：日立システムズホール 3 階エッグホール
（仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5）〈参加費無料〉
主催：生活協同組合あいコープみやぎ
　　0120－255－044 担当：豊嶋

原子力防災避難計画を考える学習集会
「女川原発再稼働と避難計画」

講師：上岡直見氏（環境経済研究所代表）
日時：2 月 1 日（土）13 時 30 分～15 時 30 分
会場：石巻市水産総合振興センター3F 大会議室
　　【0225-96-2363】（石巻市魚町二丁目 14）
　　＜石巻魚市場前＞〈入場無料〉
主催：女川原発の避難計画を考える会
〈連絡先〉0225-96-5231 庄子・松浦法律事務所

女川原発再稼働同意差止仮処分命令申立

第２回審尋（非公開）　仙台地裁 405 号法廷
2 月 12 日（水）14 時～16 時
　債権者代表意見陳述・避難計画の実効性がないことのパワポレクチャー
第３回審尋（非公開）　3 月 17 日（火）

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

第８回公判　2月12日（水）11時～12時
仙台地裁101号法廷
「焼却炉からの放射能の漏れは？
　　内部被ばくの機序・危険性」
（終了後、仙台弁護士会館で報告集会予定）

医師、科学者が問う原発再稼働
－福島原発事故から何を学ぶのか－

日時：2 月 8 日（土）14 時 30 分～16 時 30 分
会場：フォレスト仙台第 6 会議室
講師：矢崎とも子氏（宮城県保険医協会理事）/草野清信氏（宮城教育大学名誉教授）/水戸部秀利氏（きらきら発電・市民共同発電所理事長）
《参加自由・無料》
主催：核戦争を防止する宮城医師・歯科医師の会、日本科学者会議宮城支部
申込み：宮城県保険医協会事務局
　　電話 022-265-1667 FAX022-265-0576

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

控訴審第１陣　第９回公判　仙台高裁
2 月 20 日（木）　最終弁論・結審
☆公正な判決を求める
共同署名(いわき＆生業)に協力を！

第7回いのちの光 3.15 フクシマ
～3.15 から 9 年　フクシマが背負ってきたもの
伝えつづけるもの～

講師：伊藤延由（飯館村在住）
日時：3 月 15 日（日）14 時～16 時
会場：仙台市・カトリック元寺小路教会大聖堂
〈参加費無料〉
主催：「いのちの光 3.15 フクシマ」実行委員会
〈問合せ〉090-2022-4007（木元）

【もくじ】

●“被災”した女川原発の再稼働を阻止しよう…1
●原発のない女川へ―地域循環型の町づくり……3
●女川原発で水蒸気爆発の危険？　……5
●東北電力が、安全に原発を運転するのは無理…6
●脱原発全国株主運動交流会、会社法「改正」の株主提案制限等に反対を表明　……6
●チェルノブイリ 33 年・フクシマ８年　……7
●「みやぎ地域・市民電力連絡会」が発足……8
●大崎・放射性廃棄物焼却をめぐる動き　……9
●みやぎ脱原発・風の会　会計報告　……11
●インフォメーション　……12

【別冊もくじ】

●原子力学会事故調ヒューマンファクター報告…1
●東北電力に学ぶ？『避難計画』のあるべき姿…4
●女川原発アラカルト　……6
●脱原発みやぎ金曜デモ　……8
●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き　……8